

入会及び会員資格規程（平成27年10月15日 理事会決議）

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人東京労働基準協会連合会（以下「当法人」という。）の定款第6条第2項の規定に基づき、当法人への入会及び会員資格に関する必要な事項を定める。

（入会手続き）

第2条 当法人の会員になろうとする者は、様式第1号による入会申込書を、申込者の住所又は所在地を担当する（支部規程第2条第2項の担当区域）支部長を経由して（特定会員にあっては直接）、会長に提出しなければならない。

2 入会申込者が前項の入会申込を行う際、会費規定別表による当該年度分の会費を仮に納入しなければならない。

3 会長は、第1項の申込書の提出があってこれを受理すべきと判断したときは、議決権等法人参加に関する権利義務以外の日常的な事務について仮に会員と同様に取り扱い、直近の理事会において承認を得ることにより入会を認めるものとする。

4 前項の理事会承認があったときは、申込者に対して特段の通知がなくとも会員としての権利義務が発生するものとし、会長は理事会不承認の場合にのみ当該申込者に対し文書によりその旨を通知し、第2項の規定による仮納付分の会費を当該申込者に返還する。

（会員名簿）

第3条 会長は、入会申込が理事会において承認されたときは、速やかに会員名簿に登録を行わなければならない。

2 会員は、事業場の名称、所在地及び代表者に係る変更があったときには、様式第2号による変更届を、支部長経由にて（特定会員にあっては直接）会長に提出しなければならない。会長は、当該変更届を受理したときは、速やかに会員名簿の登録変更を行わなければならない。

3 会員名簿は、個人情報保護等に配慮し、原則非公開とする。ただし、関係者の同意があった場合及び合理的な事由がある場合において、必要最小限の範囲を公表することがある。

（退会手続き）

第4条 会員が定款第7条第1項の規定に基づき、様式第3号による退会届を支部長経由にて（特定会員にあっては直接）会長に提出することにより退会したときは、会長は速やかにこれを会員名簿から抹消する。

2 会員について、定款第7条第2項各号に掲げる事由に該当し資格を喪失したとき

は、会長がその事実を確認のうえ、前項と同じ措置をとる。

(会費納入)

第5条 会員は、毎年度労働者数の変動を事務局に報告し、会費規程による適正な会費額を納入しなければならない。

(組織変動の場合の会員資格)

第6条 法人等の会員であって法人格の変更、合併その他の組織変動があった場合に、該当する会員が会員資格の継承を希望するときは、第3条第2項に準じた届出を行い、会長が会員資格を同一人とみなして継承させることが相当と判断し理事会の事後承認を得た場合、会員資格を継承させることができる。

2 会員資格について同一人とみなして継承された場合には、表彰等の審査の際においてもその前歴を評価対象に加えることができる。

(会員の権利義務)

第7条 会員は、定款及び「代議員選出及び社員総会運営規程」の規定に基づき、代議員の選挙権及び被選挙権を持つ。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

(施行期日)

1 この規程は、定款附則第1条の登記の日（平成28年4月1日）から施行する。

様式第1号

(第2条第1項関係)

公益社団法人東京労働基準協会連合会 入会申込書

公益社団法人東京労働基準協会連合会の趣旨に賛同し、年会費_____円を添えて入会申込をいたします。

平成 年 月 日

フリガナ 事業場名	
所在地	
代表者職氏名	
労働者数	
事業の概要	
会報等の送付先部署	
担当者 職氏名 電話番号 FAX M-アドレス	
会費納入方法	現金 銀行振込 NB
ネットバンキングをご利用の場合 振込銀行名： 銀行 支店/送金日：平成 年 月 日	

平成 年 月 日

担当部署責任者職氏名

印

公益社団法人 東京労働基準協会連合会長 殿
(支部長経由)

- (注) 特定会員として入会する場合には、経由支部長の箇所を抹消してください。
(注) 提出して頂いた個人情報については、当会の的確な実施に使用させていただくほか、会員名簿に掲載し、各種講習会、研修会、関係図書のご案内等でのみ使用させていただきます。

下欄に、振込明細書の写しを貼付してください。

様式第2号

(第3条第2項関係) (第6条準用)

変更届

(変更前)

所属支部	
(ふりがな) 事業場名(会員名)	
所在地	〒
代表者職氏名	

(変更後)

所属希望支部	
フリガナ 事業所名(会員名)	
所在地	〒
代表者職氏名	
担当者職氏名 電話番号 FAX	
労働者数	

上記のとおり変更したので、届け出ます。

平成 年 月 日

代表者氏名

印

公益社団法人東京労働基準協会連合会会長殿

(支部長経由)

(注) 特定会員が届け出る場合には、経由支部長の箇所を抹消してください。

様式第3号

(第4条第1項関係)

退会届

事業場名(会員名)	
代表者の職氏名	
所在地	〒

上記のとおり届出ます。

平成 年 月 日

公益社団法人東京労働基準協会連合会 会長殿

(支部長経由)

届出者の連絡先

届出者の職氏名

印

(注) 特定会員が退会する場合には、経由支部長の箇所を抹消してください。

会費規定（平成27年10月15日 理事会決議）

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人東京労働基準協会連合会の定款第9条の規定に基づき会費について定める。

（会費の額）

第2条 会員の会費は年額とし、事業場の規模（労働者数）別に定める別表の額とする。

（会費の納入）

第3条 会費は、当該年度分を6月末日までに納入するものとする。ただし、会長がやむを得ない事由があると認めるときは、これによらないことができる。

（会費の用途）

第4条 会費は、毎事業年度における合計額の40%を公益事業に、60%を法人会計に使用する。

（その他）

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会の議決を得て会長がこれを定める。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

（施行期日）

1 この規程は、定款附則第1条の登記の日（平成28年4月1日）から施行する。

別表

会費

- 1 統合前の連合会及び各地区労働基準協会の会員の会費は、当面の間、従前の各連合会及び地区労働基準協会の会費規程による。
- 2 同様に、平成28年4月1日以降、新たに会員となった者の会費は、当面の間、従前の各地区労働基準協会の会費規程によるものとする。
- 3 年度途中において、会員となった場合は、月割により会費を計算する。